

◆◆◆毒物劇物(一般・農業用品目・特定品目)販売業登録更新申請について◆◆◆

- ◎ 申請から登録までの標準的事務処理期間：14 日
- ◎ 申請手数料：6,400 円
- ◎ 提出部数：1 部（写しを取って、控えを保管してください。）
- ◎ 有効期限の失効する 1 ヶ月前までに、申請書に必要な書類を添えて行うことが必要です。
（有効期限を過ぎれば、新規の登録申請が必要です。）

1. 毒物劇物販売業登録更新申請

毒物劇物販売業の登録は 6 年ごとに更新をうける必要があります。（毒物及び劇物取締法第 4 条）

1-1 毒物劇物販売業登録更新申請に必要な書類

- ①登録更新申請書（毒物及び劇物取締法施行規則別記第 5 号様式）
- ②登録票（原本）

※登録票を紛失した場合は紛失理由書

1-2 毒物劇物販売業登録更新申請書の記載上の留意点

- （1）一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業のいずれかを○で囲むこと。なお、オーダー販売業の場合は、「毒物劇物一般販売業（オーダー）」のように、後ろに括弧書きでオーダーと記載すること。
- （2）登録番号及び年月日は、登録票と照合し正確に記載すること。登録年月日は登録票に記載されている有効期間の開始年月日とすること。
（登録票の交付年月日と間違えないように注意すること。）
- （3）店舗の所在地及び名称は、登録票をよく確認の上記載すること。
- （4）毒物劇物取扱責任者の住所又は氏名に変更のあった場合は、変更後の住所又は氏名を記載し、その旨を備考欄に明記すること（氏名を変更した場合は、同一人であることを確認する為、戸籍抄本や住民票等が必要となります）。
- （5）繰上げ更新を希望する場合には、備考欄に「繰上げ更新希望」と朱書きすること。
- （6）申請年月日は提出年月日を記載すること。
- （7）申請者の住所について、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店の所在地を記載すること。
- （8）申請者の氏名について、個人の場合は個人名を記載し、法人の場合は登記された法人名及び代表者職・氏名を記載すること。

別記第 5 号様式（第 4 条関係）

一 般 販 売 業
毒物劇物 農業用品目販売業 登録更新申請書
特 定 品 目 販 売 業

登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日	
店 舗 の 所 在 地 及 び 名 称	(電話)
毒物劇物取扱責任者 の 住 所 及 び 氏 名	
備 考	

一 般 販 売 業
上記により、毒物劇物の 農業用品目販売業 の登録の更新を申請します。
特 定 品 目 販 売 業

年 月 日

住所 (法人にあっては主たる
事務所の所在地)

氏名 (法人にあってはその名称
及び代表者の氏名)

豊中市長 殿

〔連絡先〕 担当者名：
電話番号：